

# 小学校給食ができるまで

教育委員会

① 献立の作成

○全小学校統一献立を、栄養教職員と教育委員会の栄養士が中心となり作成します。

② 食材料の購入

○献立をもとに、教育委員会事務局で一括して食材料を購入します。

③ 食材料の検収

○学校に納品された食材料の鮮度、品質、量目などを検収します。

④ 調理作業

○「学校給食衛生管理基準」(文部科学省)及び、「衛生管理作業マニュアル」(摂津市)に従い、学校の給食室の施設・設備で調理を行います。

⑤ 検 食

○学校長など管理職が検食し確認します。

⑥ 配 膳

○給食を各クラスごとに配缶し、各配膳室に運びます。

⑦ 給食時間・指導

○児童が給食室または配膳室まで取りに行きます。また、担任や栄養教職員が、給食指導を行います。

⑧ 下膳・洗浄・清掃

○食器や調理器具の洗浄・消毒、施設の清掃を行います。

学  
校



※ **③・④・⑥・⑧** の部分が民間業者に委託する業務です。